

会員の皆さまへ

知っておきたい情報

4月12日開催の支部長会において配付された、次のお知らせについて支部ホームページに掲載しました。

- 1 定款作成支援ツールが改正されました
(法務省民事局・日本公証人連合会)
- 2 業務センターへの郵送等に関するお願い (国税庁)
- 3 石川県・富山県に納税地がある法人の皆様へのお知らせ (金沢国税局)
- 4 税務調査等で提出を求められた資料の e-Tax による提出 (国税庁)

株式会社の
設立手続きが
スムーズに！

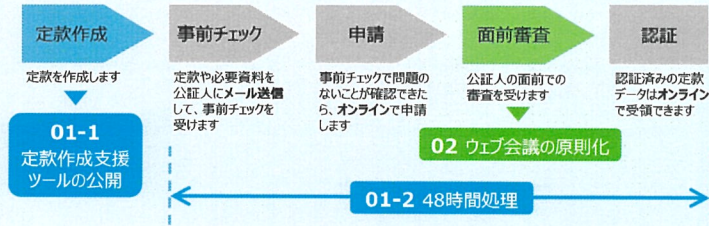


定款認証の手続が
「**2つの原則**」の導入で
便利になります！



定款認証の手続が変わります！

変更後の手続のイメージ



原則 01

48時間原則

定款の作成をかんたんに！

「定款作成支援ツール」を

無料で公開します

2023.12.26～ 全国どこでもご利用いただけます



手続をスピーディーに！

定款作成支援ツールをご利用の場合、

原則として**48時間以内**に手続を完了します

2024.1.10～ 東京都内・福岡県内の公証役場でスタート

※2024.2.1～ 運用改善。利用状況を踏まえて、順次拡大予定。



原則 02

ウェブ会議原則

面前審査もオンラインで！

公証人との面前審査の手続は

ウェブ会議を原則にします

2024.3.1～ 全国すべての公証役場でスタート



詳細は裏面をご覧ください

01-1 定款作成支援ツールの公開

2023.12.26～全国

小規模でシンプルな株式会社をスピーディーに設立したいという起業家のニーズにこたえるため、定款作成を支援するツールを新たに作成し、公開しました。

日本公証人連合会ホームページ（下部参照）からツールをダウンロードの上、必要項目についてプルダウン選択・入力すれば、定款が完成します。

※ ツールは上記のニーズにこたえるために作成したものであり、発起人3名以下・取締役会非設置など作成できる定款の内容には制限があります。2024.2～事業目的の記載欄が拡張されました。

※ ツールは、日本公証人連合会の許可を得て、二次利用（改良・第三者への提供等）することも可能です。日本公証人連合会事務局（03-3502-8050）までお問い合わせください。

01-2 48時間処理

2024.1.10～東京都・福岡県

定款作成支援ツールを利用して作成した定款について、原則として48時間以内に認証手続を完了する運用を、東京都内・福岡県内の全公証役場でスタートしました。

※ 48時間処理を希望する旨の申請（定款作成支援ツールで作成できます）を提出いただく必要があります。

※ 定款作成支援ツール（同ツールを二次利用した民間サービス可）により作成した定款に限られます。ご利用に当たっては、定款に電子署名をし、オンラインで申請をする必要があります。

2024.2～ 紙の委任状等を郵送・持参して別途提出する方法も認められるようになりました。

※ 日中に面前審査の日程のご都合がつかない場合には、平日夜間（20時まで）にウェブ会議により審査を受けることも可能です。ご希望の方は、公証人にご相談ください。

※ 48時間の起算点は、必要な資料がすべて公証役場にメールで到達したときです。資料に不備などがあれば、手続に時間を要する場合があります。また、48時間の算定は、土・日・祝日を除きます。紙の委任状等を郵送又は持参により提出する場合には、算定方法が異なります。

02 ウェブ会議の原則化

2024.3.1～全国

公証役場にお越しいただく負担をなくすため、電子定款の認証における面前審査について、対面実施の希望がない限り、ウェブ会議で実施することを原則とする運用をスタートしました。

※ あわせて、利用要件を緩和し、代理人により面前審査を行う場合でもウェブ会議を利用できるようになりました。認証済み定款データの受領方法も拡充し、メールでの受領を選択できるようになりました。

定款作成支援ツールのダウンロードや各種手続の詳細については、日本公証人連合会ホームページをご覧ください。

URL <https://www.koshonin.gr.jp/news/nikkoren/startup.html>



QRコード

業務センターへの郵送等に関するお願い

各国税局及び沖縄国税事務所において、別紙「内部事務のセンター化の対象となる税務署一覧」のとおり、「内部事務のセンター化^(※)」を実施していますので、次の事項について、御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

- 内部事務のセンター化の対象となる税務署に、申告書、申請書及び添付書類等を提出する際は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。
 - e-Tax(データ)により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
 - 書面により提出する場合は、業務センターへ郵送願います。
- 書面の申告書、申請書及び添付書類等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。
- 業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するために電話や文書によりお問い合わせさせていただくことがございます。
- 電話による税務相談や申告書・申請書等の用紙の送付は、業務センターでは行っておりません。
- 納税証明書の交付、面接による相談、現金による国税の納付などの窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。

(※) 「内部事務のセンター化」とは、事務の効率化等のため、複数の税務署の内部事務(申告書等の入力や審査、還付金の支払手続、申告内容についての照会文書の発送など)を、専担部署(業務センター)で集約処理する取組です。

○内部事務のセンター化の対象となる税務署一覧（令和6年3月現在、令和6年7月以降）

	都道府県	内務事務のセンター化の対象署		業務センターの名称	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所
		令和6年3月現在	令和6年7月10日以降		
札幌国税局	北海道	札幌中、小樽、滝川、余市、浦河	札幌中、小樽、 岩見沢 、滝川、余市、浦河	札幌国税局業務センター	〒060-8510 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎 札幌国税局業務センター
		函館、八雲、江差、倶知安	函館、 室蘭 、八雲、江差、倶知安	札幌国税局業務センター 函館分室	〒040-8505 函館市中島町37番1 札幌国税局業務センター函館分室
		旭川中、留萌、稚内、紋別 名寄、深川、喜良野	旭川中、 旭川東 、 網走 、留萌、稚内 紋別、名寄、深川、喜良野	札幌国税局業務センター 旭川分室	〒078-8507 旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川合同庁舎 札幌国税局業務センター旭川分室
		帯広、十勝池田	釧路 、帯広、 根室 、十勝池田	札幌国税局業務センター 帯広分室	〒080-8515 帯広市西5条南8丁目 帯広第2地方合同庁舎 札幌国税局業務センター帯広分室
仙台国税局	宮城県	仙台北、仙台中、仙台南 古川、気仙沼、築館、佐沼	仙台北、仙台中、仙台南、 石巻 、 塩釜 古川、気仙沼、 大河原 、築館、佐沼	仙台国税局業務センター	〒980-8406 仙台市青葉区上杉1丁目1番1号 仙台国税局業務センター
	岩手県	盛岡、久慈、二戸	盛岡、久慈、二戸	仙台国税局業務センター 盛岡分室	〒020-8504 盛岡市本町通3丁目8番37号 仙台国税局業務センター盛岡分室
	山形県	山形、寒河江、村山	山形、寒河江、村山	仙台国税局業務センター 山形分室	〒990-8601 山形市大手町1番23号 仙台国税局業務センター山形分室
	福島県	福島、郡山、二本松	福島、郡山、二本松	仙台国税局業務センター 福島分室	〒960-8509 福島市森合町16番6号 仙台国税局業務センター福島分室
関東信越国税局	埼玉県	浦和、大宮	浦和、大宮	関東信越国税局業務センター	※郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です） 〒330-9587 関東信越国税局業務センター
	栃木県	足利、栃木、佐野、鹿沼	足利、栃木、佐野、鹿沼	関東信越国税局業務センター 栃木分室	※郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です） 〒328-8587 関東信越国税局業務センター栃木分室
	群馬県	前橋、沼田、藤岡、富岡、中之条	前橋、沼田、藤岡、富岡、中之条	関東信越国税局業務センター 前橋分室	※郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です） 〒371-8587 関東信越国税局業務センター前橋分室
	新潟県	-	新潟 、 新津 、 巻 、 新潟田 十日町 、 村上 、 佐渡	関東信越国税局業務センター 新潟分室	令和6年7月10日から開設するセンターです。 郵送先住所の詳細については、令和6年7月1日以降、国税庁ホームページにてご確認ください。

注 下線太字は、令和6年7月より、新たに業務センターの対象となる税務署、新規に設置される業務センターを示す。

P170

	都道府県	内務事務のセンター化の対象署		業務センターの名称	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所
		令和6年3月現在	令和6年7月10日以降		
東京国税局	東京都	小石川、本郷、東京上野 浅草、本所、向島	小石川、本郷、東京上野 浅草、本所、向島	東京国税局業務センター	〒110-8655 台東区池之端1丁目2番22号 上野合同庁舎 東京国税局業務センター
		麹町、神田、日本橋 京橋、杉並、荻窪	麹町、神田、日本橋、 京橋 、 四谷 、 新大塚 、 豊谷 、 麹町 、 中野 、杉並、荻窪	東京国税局業務センター 大手町分室	〒100-8156 千代田区大手町1丁目3番3号 大手町合同庁舎3号館 東京国税局業務センター大手町分室
		渋谷	渋谷	東京国税局業務センター 渋谷分室	〒150-8060 渋谷区宇田川町1番10号 渋谷地方合同庁舎 東京国税局業務センター渋谷分室
		芝	芝	東京国税局業務センター 芝分室	〒108-8412 港区芝5丁目8番1号 東京国税局業務センター芝分室
		足立、西新井、葛飾	足立、西新井、葛飾	東京国税局業務センター 葛飾分室	〒124-8705 葛飾区立石8丁目31番6号 東京国税局業務センター葛飾分室
		武蔵府中、日野	八王子 、 青梅 、武蔵府中	東京国税局業務センター 武蔵府中分室	〒183-8510 府中市本町4丁目2番地 東京国税局業務センター武蔵府中分室
		江東西、江東東	江東西、江東東	東京国税局業務センター 江東東分室	〒136-8506 江東区亀戸2丁目17番8号 東京国税局業務センター江東東分室
	山梨県	甲府、山梨、大月、皷沢	甲府、山梨、大月、皷沢	東京国税局業務センター 甲府分室	〒400-8541 甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府合同庁舎 東京国税局業務センター甲府分室
	神奈川県	鶴見、横浜中、保土ヶ谷、横浜南	鶴見、横浜中、保土ヶ谷、横浜南	東京国税局業務センター 横浜南分室	〒236-8551 横浜市金沢区並木3丁目2番9号 東京国税局業務センター横浜南分室
		川崎南、川崎北	川崎南、川崎北	東京国税局業務センター 川崎南分室	〒210-8606 川崎市川崎区櫻町3番18 東京国税局業務センター川崎南分室
		平塚、藤沢	平塚、藤沢	東京国税局業務センター 平塚分室	〒254-8534 平塚市浅間町9番1号 東京国税局業務センター平塚分室
	千葉県	千葉東、千葉南、千葉西、市川 船橋、茂原、東金	千葉東、千葉南、千葉西、市川 船橋、 館山 、 木更津 、茂原、東金	東京国税局業務センター 千葉西分室	〒262-8507 千葉市花見川区武石町1丁目520番地 東京国税局業務センター千葉西分室

注 下線太字は、令和6年7月より、新たに業務センターの対象となる税務署、新規に設置される業務センターを示す。

	都道府県	内務事務のセンター化の対象署		業務センターの名称	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所
		令和6年3月現在	令和6年7月10日以降		
金沢国税局	石川県	金沢、七尾、小松、輪島、松任	金沢、七尾、小松、輪島、松任	金沢国税局業務センター	〒920-8526 金沢市戸水2丁目30番地 金沢国税局戸水分庁舎 金沢国税局業務センター (富山県内の対象署) ※1 郵便番号と名称をご記載ください(住所の記載は不要です) ※2 特定税目のみ。詳細は金沢国税局ホームページをご参照ください。 〒930-8606 金沢国税局業務センター富山事務室
	富山県	富山、高岡、魚津、砺波	富山、高岡、魚津、砺波		
	福井県	福井、大野	福井、大野	金沢国税局業務センター福井分室	〒910-8529 福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎 金沢国税局業務センター福井分室
名古屋国税局	愛知県	名古屋東、名古屋中	名古屋東、名古屋中	名古屋国税局業務センター	〒461-8623 名古屋市中区東1丁目17番8号 名古屋国税局名古屋東分庁舎 名古屋国税局業務センター
		豊橋、西尾、新城	豊橋、西尾、新城	名古屋国税局業務センター豊橋分室	〒440-8535 豊橋市大岡町111番地 豊橋地方合同庁舎 名古屋国税局業務センター豊橋分室
		刈谷、豊田	刈谷、豊田	名古屋国税局業務センター刈谷分室	〒448-8522 刈谷市若松町1丁目46番地1 刈谷合同庁舎 名古屋国税局業務センター刈谷分室
		-	熱田、中川	名古屋国税局業務センター熱田分室	令和6年7月10日から開設するセンターです。 郵送先住所等の詳細については、令和6年7月1日以降、国税庁ホームページにてご確認ください。
	岐阜県	尾張瀬戸	尾張瀬戸	名古屋国税局業務センター多治見分室	〒507-8710 多治見市白山町1丁目209番地 名古屋国税局業務センター多治見分室
		多治見、中津川	高山、多治見、関、中津川		
		岐阜北、岐阜南	岐阜北、岐阜南、大壇	名古屋国税局業務センター三の丸分室	〒460-8527 名古屋市中区三の丸3丁目2番4号 名古屋第二国税総合庁舎 名古屋国税局業務センター三の丸分室
	三重県	津、伊勢、松阪、上野、尾鷲	津、伊勢、松阪、上野、尾鷲	名古屋国税局業務センター津分室	〒514-8544 津市桜橋2丁目99番地 名古屋国税局業務センター津分室

注 下線太字は、令和6年7月より、新たに業務センターの対象となる税務署、新規に設置される業務センターを示す。

	都道府県	内務事務のセンター化の対象署		業務センターの名称	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所
		令和6年3月現在	令和6年7月10日以降		
名古屋国税局	静岡県	清水、藤枝	清水、藤枝	名古屋国税局業務センター清水分室	〒424-9793 静岡市清水区松原町2番15号 清水合同庁舎 名古屋国税局業務センター清水分室
		浜松西、浜松東、島田、磐田、掛川	浜松西、浜松東、島田、磐田、掛川	名古屋国税局業務センター浜松西分室	〒430-8584 浜松市中央区中央1丁目12番4号 浜松合同庁舎 名古屋国税局業務センター浜松西分室
		-	沼津、熱海、三島、下田	名古屋国税局業務センター沼津分室	令和6年7月10日から開設するセンターです。 郵送先住所等の詳細については、令和6年7月1日以降、国税庁ホームページにてご確認ください。
大阪国税局	大阪府	大阪福島、西淀川、東淀川、大淀	大阪福島、西淀川、東淀川、大淀	大阪国税局業務センター	〒532-8548 大阪市淀川区木川東2丁目3番1号 大阪国税局業務センター
		浪速、東成、北	浪速、東成、北	大阪国税局業務センター北分室	〒530-8515 大阪市北区南島町7番13号 大阪国税局業務センター北分室
		-	西、港、住吉、東住吉、西成、東、南、岸和田、泉大津、泉佐野、富田林	大阪国税局業務センター大手前分室	令和6年7月10日から開設するセンターです。 郵送先住所等の詳細については、令和6年7月1日以降、国税庁ホームページにてご確認ください。
	兵庫県	灘、兵庫、長田、須磨、神戸	灘、兵庫、長田、須磨、神戸	大阪国税局業務センター神戸分室	〒650-8540 神戸市中央区港島中町2丁目1番10号 神戸税関ポータルアウト出張所内 大阪国税局業務センター神戸分室
		尼崎、洲本、芦屋、伊丹	尼崎、洲本、芦屋、伊丹	大阪国税局業務センター阪神分室	〒661-8522 尼崎市若王寺3丁目11番46号 大阪国税局業務センター阪神分室
		相生、豊岡、加古川、龍野、西脇、三木、社、和田山、柏原	相生、豊岡、加古川、龍野、西脇、三木、社、和田山、柏原		〒661-8523 尼崎市若王寺3丁目11番46号 大阪国税局業務センター阪神分室
	京都府	福知山、舞鶴、宇治、宮津、園部、峰山	福知山、舞鶴、宇治、宮津、園部、峰山	※ 大阪国税局業務センター阪神分室では、エリア別に郵便番号を分けておりますので、所轄税務署に対応する郵便番号をご記載ください。	〒661-8521 尼崎市若王寺3丁目11番46号 大阪国税局業務センター阪神分室
	奈良県	奈良、葛城、桜井、吉野	奈良、葛城、桜井、吉野	〒661-8524 尼崎市若王寺3丁目11番46号 大阪国税局業務センター阪神分室	〒661-8525 尼崎市若王寺3丁目11番46号 大阪国税局業務センター阪神分室
和歌山県	和歌山、海南、御坊、田辺、新宮、粉河、湯浅	和歌山、海南、御坊、田辺、新宮、粉河、湯浅			

注 下線太字は、令和6年7月より、新たに業務センターの対象となる税務署、新規に設置される業務センターを示す。

	都道府県	内務事務のセンター化の対象者		業務センターの名称	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所
		令和6年3月現在	令和6年7月10日以降		
広島国税局	広島県	広島東、広島南、広島西、吉田	広島東、広島南、広島西、吉田	広島国税局業務センター	〒733-8689 広島市西区鞆音新町1丁目17番3号 広島国税局業務センター
	岡山県	岡山東、西大寺、笠岡	岡山東、西大寺、笠岡	広島国税局業務センター 岡山東分室	〒700-8689 岡山市北区天神町3番23号 広島国税局業務センター岡山東分室
		岡山西、瀬戸、玉野 高梁、新見、久世	岡山西、瀬戸、津山、玉野 高梁、新見、久世	広島国税局業務センター 岡山西分室	〒700-8681 岡山市北区伊福町4丁目5番38号 広島国税局業務センター岡山西分室
	島根県	出雲、石見大田、大東	出雲、石見大田、大東	広島国税局業務センター 出雲分室	〒693-8689 出雲市場治善行町13番地3 出雲地方合同庁舎 広島国税局業務センター出雲分室
	山口県	山口、徳山、防府 光、柳井、厚狭	下関、宇部、山口、萩、徳山、防府 岩國、光、長門、柳井、厚狭	広島国税局業務センター 防府分室	〒747-8533 防府市寿町6番39号 防府地方合同庁舎 広島国税局業務センター防府分室
高松国税局	徳島県	川島、脇町、池田	川島、脇町、池田	高松国税局業務センター	〒760-8526 高松市天神前2番10号 高松国税総合庁舎 高松国税局業務センター
	香川県	高松、坂出、長尾、土庄	高松、坂出、長尾、土庄		
	高知県	高知、須崎、中村、伊野	高知、安芸、南國、須崎、中村、伊野	高松国税局業務センター 高知分室	〒780-8667 高知市栄田町2丁目2番10号 高知よさこい咲都合同庁舎 高松国税局業務センター高知分室
	愛媛県	松山、伊予西条	松山、伊予西条	高松国税局業務センター 松山分室	〒790-8579 松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎 高松国税局業務センター松山分室

注 下線太字は、令和6年7月より、新たに業務センターの対象となる税務署、新規に設置される業務センターを示す。

	都道府県	内務事務のセンター化の対象者		業務センターの名称	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所
		令和6年3月現在	令和6年11月中旬以降		
福岡国税局	福岡県	博多、福岡、飯塚	博多、福岡、飯塚	福岡国税局業務センター	〒810-8674 福岡市中央区天神4丁目8番28号 福岡国税局業務センター
		門司、小倉、八幡	門司、小倉、八幡	福岡国税局業務センター 小倉分室	〒803-8701 北九州市小倉北区大手町13番17号 福岡国税局業務センター小倉分室
	—	大牟田、直方、甘木 八女、大川、筑紫	福岡国税局業務センター 春日分室	令和6年11月中旬に開設予定のセンターです。 郵送先住所等の詳細については、令和6年11月以降、国税庁ホームページにてご確認ください。	
	佐賀県	—	佐賀、唐津、唐橋	福岡国税局業務センター 長崎分室	〒850-8617 長崎市松が坂町6番26号 長崎税務署内 福岡国税局業務センター長崎分室
長崎県	長崎、島原、諫早、福江	長崎、島原、諫早、福江	福岡国税局業務センター 長崎分室	〒850-8617 長崎市松が坂町6番26号 長崎税務署内 福岡国税局業務センター長崎分室	

注 下線太字は、令和6年11月中旬より、新たに業務センターの対象となる税務署、新規に設置される業務センターを示す。

	都道府県	内務事務のセンター化の対象者		業務センターの名称	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所
		令和6年3月現在	令和6年7月10日以降		
熊本国税局	熊本県	熊本西、熊本東、八代、人吉 天草、山鹿、宇土、阿蘇	熊本西、熊本東、八代、人吉、玉名 天草、山鹿、菊池、宇土、阿蘇	熊本国税局業務センター	〒862-8721 熊本市東区東本町16番28号 熊本国税局業務センター
	鹿児島県	—	鹿児島、鹿屋、大島、指宿 種子島、知覧、大隅		令和6年7月10日から新たに業務センターの対象となります。 郵送先住所等の詳細については、令和6年7月1日以降、国税庁ホームページにてご確認ください。
沖縄国税事務所	沖縄県	那覇、北那覇	那覇、北那覇	沖縄国税事務所業務センター	〒901-2550 浦添市宮城5丁目6番12号 沖縄国税事務所業務センター
		名護、沖縄	名護、沖縄	沖縄国税事務所業務センター 沖縄分室	〒904-2193 沖縄市東2丁目1番1号 沖縄国税事務所業務センター沖縄分室

注 下線太字は、令和6年7月より、新たに業務センターの対象となる税務署、新規に設置される業務センターを示す。

石川県・富山県に納税地がある法人の皆様へのお知らせ

令和6年4月
金沢国税局

申告のお知らせ等の発送再開について

令和6年能登半島地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

本災害による被災状況等に鑑み、国税通則法第11条の規定に基づき、石川県及び富山県（以下「指定地域」といいます。）に納税地のある方について、令和6年1月12日に国税に関する申告・納付等の期限延長を行いました。

国税庁では従来、申告手続の一助として、法人の皆様へ申告のお知らせ等（申告のお知らせ、予定（中間）申告書、納付書等）を申告月の前月下旬に発送しているところですが、この国税に関する申告・納付等の期限延長措置に伴い、当分の間、指定地域内に納税地がある法人の皆様への申告のお知らせ等の発送を見合わせるるとともに、e-Taxで申告されている皆様に対するメッセージボックスへの格納を見合わせることでございました。

他方、これまで多数の方々から、法人税や消費税の申告に必要な情報の提供について要望をいただいている状況にあります。

今般、こうした状況に鑑み、法人の皆様への申告のお知らせ等については、指定地域のうち一部の地域に納税地のある皆様に対して、発送及びメッセージボックスへの格納を再開させていただくことになりましたので、お知らせいたします。

なお、申告のお知らせの発送等の再開をもって、指定地域に納税地のある皆様へ早期の申告を求めるものではありません。申告等については、状況が落ち着きましたら、ご対応いただくようお願いいたします。

おって、申告のお知らせには、決算月に応じた期限延長前の提出期限・納期限が記載されておりますが、現時点において指定地域に納税地のある皆様はこれらの期限が延長されております。

申告・納付等の期限をいつまで延長するかについては、今後、指定地域の被災状況等に十分配慮しつつ検討してまいります。申告・納付等の期限については、改めて国税庁からご案内する予定ですので、国税庁ホームページ等からご確認いただくようお願いします。

本書面についてご不明の点がございましたら、最寄りの税務署までお尋ねください。

- ▶ 国税庁ホームページには、能登半島地震により被害を受けた方の申告・納税等に関する各種リーフレット、各種手続に使用する様式などを掲載しています。また、能登半島地震の影響に伴う税務署の執務の状況等をお知らせしています。



税務調査等で提出を求められた資料 (調査関係書類) のe-Taxによる提出

令和6年4月から、行政指導の際に担当職員から提出を求められた書類も提出可能となります！

※ 業務センターで実施する行政指導は対象外となります。



ご利用のイメージ

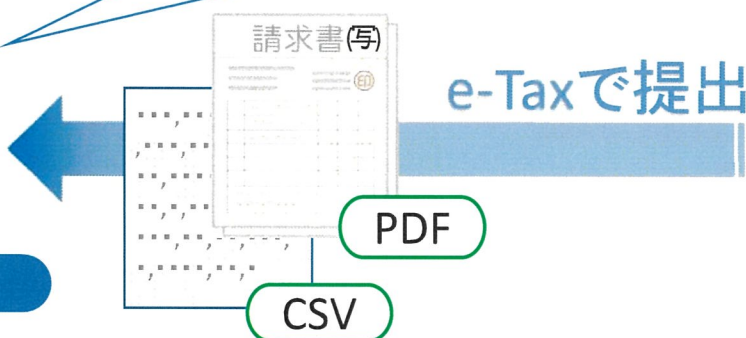
〈税務調査時〉

〇〇取引に関する請求書の写しと帳簿データの提出をお願いします。

e-Taxでスムーズに提出♪



調査担当者



納税者

✓ 調査関係書類のe-Taxによる提出とは

- 税務調査、滞納整理や行政指導の際に、担当職員から求められた書類（請求書・納品書の写しや帳簿データなど）を提出する場合、e-Taxによる提出が可能です。
- イメージデータ（PDF形式）またはCSV形式データで提出が可能です。
- e-Taxを利用している方であれば、法人・個人を問わずご利用いただけます。
- 税理士の方による代理送信も可能です。
- 電子委任状を利用することで、法人の代表者以外の方（代表者から委任を受けた役員や経理担当者の方）が送信することも可能です。

✓ 対象となる書類（調査関係書類）とは

- 税務調査、滞納整理や行政指導の際に、担当職員から求められた書類に限られます。

【ご注意】

申告、申請・届出等（イメージデータによる提出が可能な書類を含みます。）といった他の手続については、所定の手続により提出してください。



別の手続で提出

ご利用に当たって

e-Taxソフトの
ダウンロード



e-Taxによる調査関係
書類提出マニュアル



➤ ご利用までの流れ

① 利用前の事前準備

- ・利用者識別番号の取得

e-Taxをご利用いただくためには、利用者識別番号（半角16桁の番号）が必要です。利用者識別番号を取得する場合は、納税地を所轄する税務署長にe-Taxの開始届出書を提出する必要があります。

- ・電子証明書の取得

調査関係書類データを送信する場合には、そのデータについて、利用者の方本人が作成し、改ざんされていないことを確認するため、電子署名を行っていただいております。

なお、電子署名を行うためには、事前に電子証明書を取得しておくとともに、利用される電子証明書がICカードに組み込まれている場合には、ICカードリーダーライタ及びそれを使用するためのデバイスドライバが別途必要になります。

- ・e-Taxソフトのダウンロード

調査関係書類データをe-Taxにより送信するためには、e-Taxソフトのダウンロードが必要になります。（対応している市販のソフトウェアをご利用の場合を除きます。）

② イメージデータ（PDF形式）の作成

次の方法で作成することができます。

- ・書面で保存している文書をスキャナで読み取り、PDF形式に変換する方法
- ・パソコンで作成した文書データ等をソフトウェアでPDF形式に変換する方法

※ 1送信当たりのデータ容量は最大14.0MB、ファイル数は136ファイルです。

PDF形式に変換する方法についてのご質問は、ご利用のスキャナ等のソフトウェアの販売元へお問い合わせください。

③ CSV形式データの作成

次の方法で作成することができます。

- ・使用している会計ソフト等のデータをCSV形式で出力する方法
- ・パソコンで作成したExcelデータをCSV形式に変換する方法

※ 1送信当たりのデータ容量は最大8.0MB、ファイル数は136ファイルです。

④ 「提出先調査部門等番号」の確認

調査関係書類データを送信する際には「提出先調査部門等番号」が必要になります。

「提出先調査部門等番号」については、担当職員から個別にお伝えいたしますので、伝えられた番号を入力の上、送信してください。

※ 「提出先調査部門等番号」の入力誤りがあった場合、担当職員にデータが到達しませんので再度ご提出いただく必要があります。

➤ お問い合わせについて

「提出先調査部門等番号」については、担当職員からご案内いたします。また、送信時の基本的な操作手順については、e-Taxホームページ上の「e-Taxによる調査関係書類提出マニュアル」をご参照ください。

一般的なe-Taxの利用方法については、e-Taxホームページ上の「よくある質問（Q&A）」等をご参照ください。（e-Taxホームページをご覧ください。もしも不明な点がございましたら、e-Taxヘルプデスクまでお問い合わせください。）

ご注意

税務署または国税局の職員をかたり、書類を提出させる詐欺にご注意ください。

法人税の電子申告は 4社に3社が ALL e-Tax です！！

国税庁では、納税者や税理士の皆様の利便性向上と税務行政の効率化のため、**添付書類（財務諸表や勘定科目内訳明細書等）を含めたe-Tax（ALL e-Tax）**を推進しています。



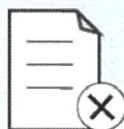
ALL e-Tax のメリット

業務の効率化



発送の手間や税務署へ行く手間を解消

ペーパーレス化



書類の保管場所が不要
遠隔地でも書類が確認可能

コスト削減



郵送料、印刷代、交通費の削減



法人税の電子申告のQ&A

01

添付書類を含めたe-Tax（ALL e-Tax）の利用はどのくらい進んでいますか？

法人が主要な別表や財務諸表など、申告に添付すべきものとされている書類をe-Taxで送信した割合は **74.1%**（令和4年度）です。

02

e-Taxで送信できる添付書類のデータ形式は決まっていますか？

法令により、提出する書類ごとにデータ形式が定められています。

◇財務諸表 **XBRL形式・CSV形式**
◇勘定科目内訳明細書 **XML形式・CSV形式**

※ 上記の添付書類はPDF形式による提出が認められていません。

03

CSV形式で財務諸表を作成し、e-Taxで送信する方法を教えてください。

「[国税庁動画チャンネル](#)」
に動画を掲載しています。

※ 財務諸表データの提出方法については裏面をご覧ください。

YouTube
「[国税庁動画チャンネル](#)」



Check



財務諸表データの作成方法

〔「会計ソフト」と「税務（申告）ソフト」の互換性に応じた対応〕

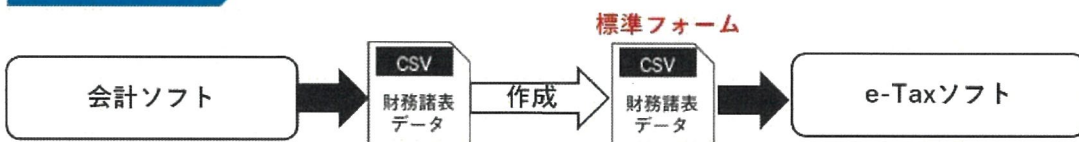
パターン① ソフト間に互換性がある



税務（申告）ソフトからe-Taxに送信することができます！！

※ 会計ソフトからのデータの出力方法や税務（申告）ソフトへの取り込み方法は、ご利用のソフト会社にお問い合わせください。

パターン② ソフト間に互換性がない



**標準フォームを活用し、CSV形式のデータを作成します。
作成後、e-Taxソフトからe-Taxに送信することができます！！**

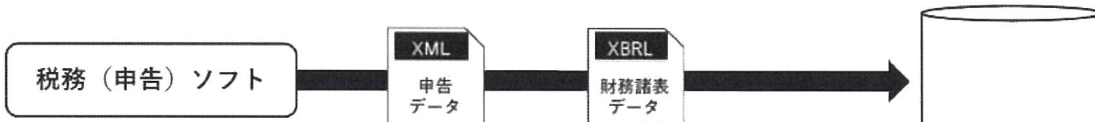
※ ご利用の税務（申告）ソフトによっては、国税庁標準フォームに加工した財務諸表データ（CSV形式）を取り込んで送信することも可能です。

Check

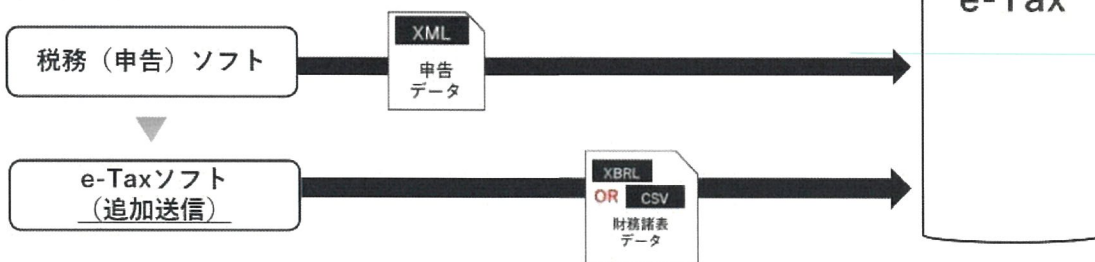


財務諸表データのe-Tax送信方法

パターン① 申告データと同時送信



パターン② 申告データ送信後にe-Taxソフトで追加送信



※標準フォームの場合はCSV形式

詳しくは、**e-Taxホームページ**をご覧ください。

財務諸表データの送信

